

公正取引委員会さん！タクシーいじめはやめて。 ～新潟のタクシーカルテル誤認事件～

○国が認可し、指導し、勧めた運賃の一番安い運賃にしたことが、なんで
2億3千万円もの課徴金を支払え！と断罪されるのか？

(タクシー事業者は自分勝手に運賃は決められない。国交省の厳しい原価査定のある認可制となっています。)

平成14年
小泉内閣による
タクシ-の自由化が
始まりましたね

その後
新規参入や増車
が繰り返され
タクシ-の
違法駐車や
道路は埋まっ
て大変だ

運賃の過当競争
の結果は？
私を売り上げが
著しく減少して
給与も
少なくなり
生活者に追いつ
やられる始末

「タクシ-特措法」を受け
国交省は
道路運送法を改正
「新運賃」を公示

公の協議会を
立ち上げ
改善するよう
指導したんだ！

このままでは
安全、安心が確保
できないとし
国会決議により
平成21年に
「タクシ-適正化、
活性化特別措置法」
が施行されたのだ

底辺まで落ち込んだ
タクシ-ドライバーの
労働環境は悪化
し続け
300人無職！
※ その後も平成24年9月、更にもう一社倒産し、
150人が職を失った。

たしかに
事業者は真剣に
話し合っていたよ

しかし法に基づく
地域協議会に
臨むため
参加事業者の
意見の集約を
していた

わがわが談合して
国が認可した一番
安い運賃にする
馬鹿がいるで
しょうか？

過度な
運賃競争
の解消のため
公示の新運賃に
改める様に国交省は
指導してました！

事業者には
「しないなら報告」を
求めて、場合によっては
監査、処分もあると

「業界は
「どうあるべきか？
どうすべきか？」
と...」

断じて下心
で談合など
してはいない！

公正委は
運賃の話をするれば
「カルテルだ」という

「ハイ」
「ハイ」
「ハイ」

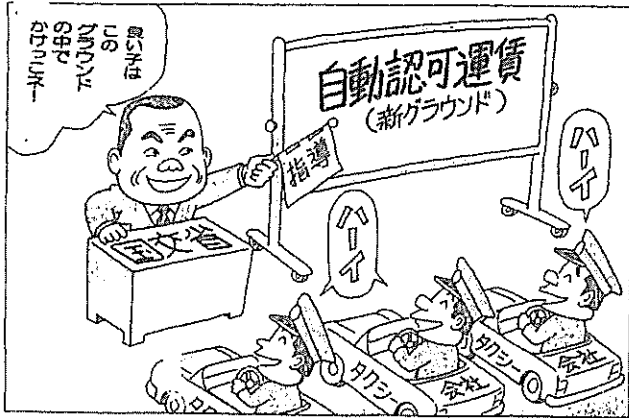
「良い子は
このグラウンド
の中で
かけっこネ！」

自動認可運賃
(新グラウンド)
指導

発行者：新潟市ハイヤータクシー協会 会長 高橋良樹

カルテル誤認事件の要旨

- 国が認可し、指導し、勧めた運賃の一番安い運賃にしたことが、なんで2億3千万円もの課徴金を支払え！と断罪されるのか？



公取委はカルテルした者を情状酌量は出来ない！と言っている。『私達はカルテルをしたが業界が苦しいからお目こぼしや情状酌量をして欲しい！』と言っているのではない。

私達は不当なことなどしていない！カルテルなどに当たらない！と主張しているのです。

- どうしてこんなことになった？

同業のAとBが他社にダメージを与えようとして公取委を利用した。



タクシーの再規制など論外で叩き潰さなければ！と考えていた。そこにタレこみがあった。公取委はこれを絶好の機会として、タクシーの再規制を阻止するため私達を全国の見せしめにした。公取委の目的はここにあったと思う。(私達がした運賃改定がどうのこうのでなく…)

(公取委は) 私の目に狂いは絶対はない。従って再調査中であろうとも命令に従って、即刻課徴金を支払い、そして「ゴメンナサイ、2度とカルテルはしません」と新聞広告を出せと言う。しなかったので更に50万円の過料を取られた。

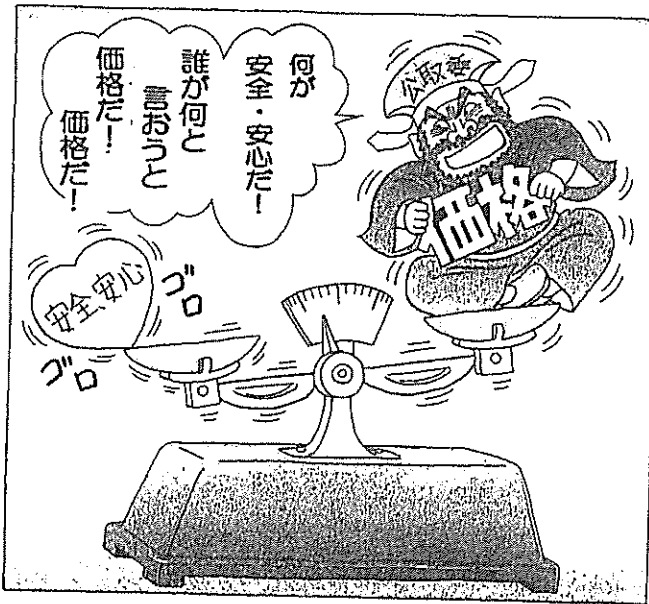
これで終わったわけではない！高利の延滞金と更なる過料を課す！と公取委から脅され続けています。



他社を倒産に追い込み、淘汰しようとして公取委に有ること無いことタレ込んだ。公取委は鵜呑みにして踏み込んできた。

公取委は公正な取引…などと言うが、実態は安価バンザイ！で、自由化・規制緩和・市場の原理を推し進める特殊警察です。邪魔する奴は処分する、検事と裁判官が一緒のような組織で、暴走しても誰も止めることは出来ない。

○ 何が独禁法違反？



公取委は、皆で話し合っ^てて同じ運賃（自動認可の最安値）に決めた、そして競争をやめた。競争阻害は独禁法違反だ！と。

適用した運賃は良い、ならいいじゃないですか…いや、皆で話し合ったことが違反だ！と…。

確かに真剣に話し合っていた。地域協議会に臨むに当たり、事業者の代表として、事業者の意見集約のため検討していた。

業界はどうあるべきか？どうすべきか？と。断じて下心があつて値上げ談合していたものではない。

○ 公取委は言う。『談合しなければ、同じ運賃^なになる訳が無い！』

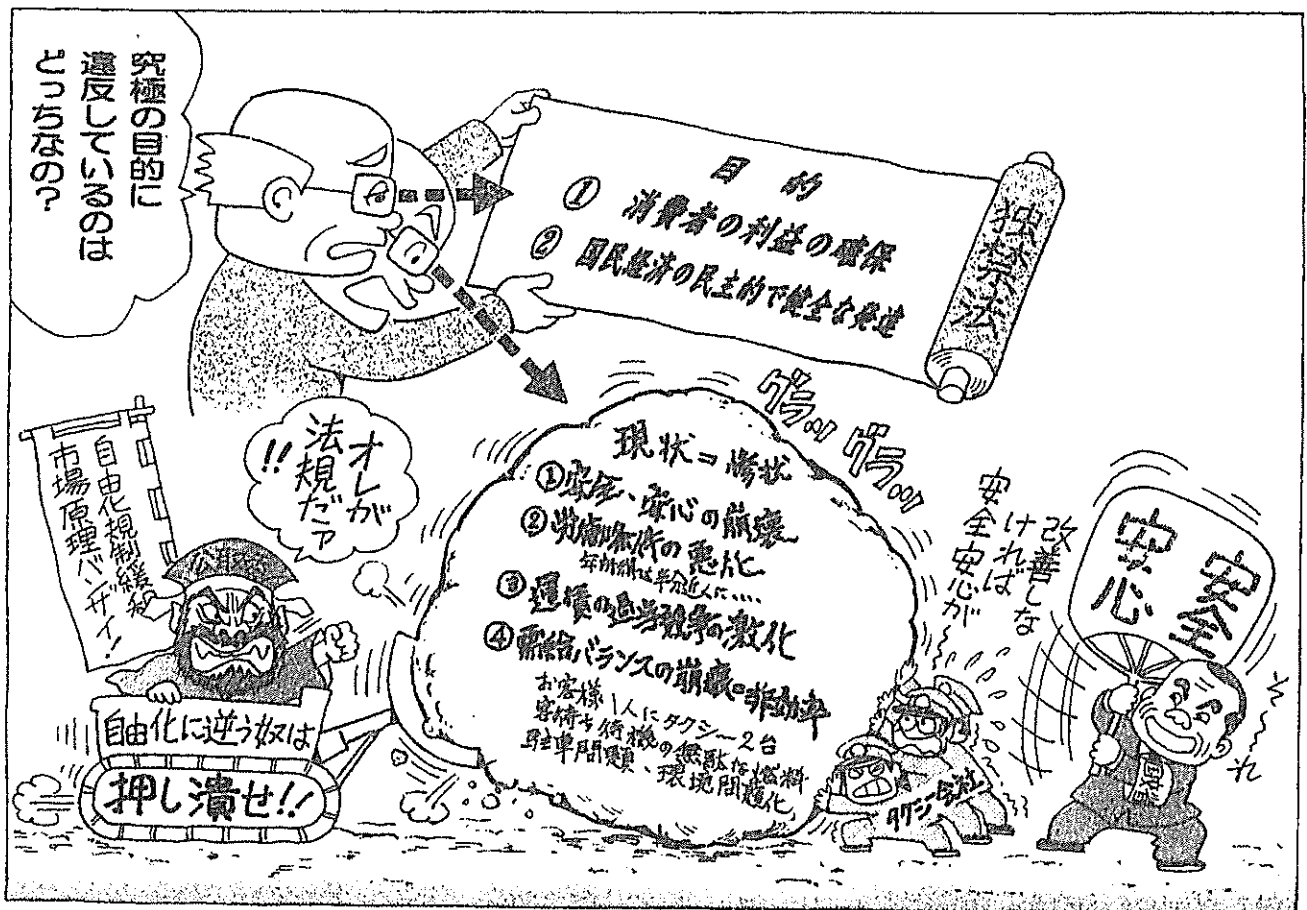
事業者は高い運賃にしたらお客を奪われる！いつまでも下限割れ運賃でいたら今度は当局から毎月膨大な報告を求められ、監査・処分も有り得るとなっていた。

そのため他社がどの運賃を選んでも不利にならないようにするには、認可の一番安い運賃を選ぶしかなかった。個人も法人も…。

国が認可した一番安い運賃に、わざわざ談合して入る馬鹿がどこにいるのでしょうか？



○ 良く考えたら、独禁法を犯しているのは私ではない！公取委だった。



理由① 独禁法の目的は「消費者の利益確保」とあります。消費者の利益は価格だけ？それよりもっと大切なのは『安全・安心』なはずです。それを公取委は無視し、価格だ価格だと言い張って聞かない。

理由② 独禁法の今一つの目的は「国民経済の民主的で健全な発達…」とある。現状は程遠いありさまです。

今、タクシーが街に溢れ、お客様一人に対しタクシー2台。需給バランスは崩れ非効率で、駐車違反など社会迷惑となっています。

また乗務員の給与は一頃の半分近くとなった。

これを改善しようと話し合っていたらカルテルだ！と処罰された。

公取委がここまで口をはさんでくると、独禁法の本来の究極の目的に違反しているのは、私達でなく公取委そのものです。

※ 今回の新潟の公取委の処分は『オカシイよ！担当行政庁の指導・要請などがあれば元々独禁法には触れない。』と言ってくれている独禁法その道の大家もいるんです。良薬も過ぎれば毒の様相で、要は公取委はやり過ぎたのです。

○ 希望すること



① 国交省に対して・・・(現在は指導しなかった様な話となっている)

平成24年7月の参議院での吉田忠智議員(社民党一国会対策委員長)の質問『国土交通省はなぜ過度な運賃競争を排除する為に、積極的に業界を指導したと言えないのでしょうか?行政指導があっても何も問題ないはずと考えますが…』との追求に対し、国交省は『公取委は独立性が高く個別の案件について口を挟むのは控えたい!』として逃げの一手である。

国交省は安全・安心を担う現場の省庁として、ハッキリと「積極的に指導・誘導した」と、そして公取委に対し「価格も大切だが、それよりも安全・安心が一番大切でしょう。」と言ってもらいたい。(第2のツアーバス事故がタクシーにも起きなければ良いが…)

② 公正取引委員会に対して・・・

- (1) 四角四面の処分でなく、独禁法の究極の目的に基づいた広い視野で判断してもらいたい。
- (2) 踏み込んだら何が何でも「黒」との独善的な処分は、公取委の権威をむしろ傷付けていると思う。勇気ある撤回を求めたい。
- (3) 審判長は裁判官出身と聞いています。司法を担った裁判官として、公正な判定を期待しているところです。

御 礼



皆様には多大なご迷惑をかけ、お詫び致しますと共に、今までのご支援に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

新潟県ハイヤー・タクシー協会
新潟市ハイヤータクシー協会

会長 土屋 蔵 三
会長 高橋 良 樹